

# 契約の方法及び入札の条件

(業務委託に係る一般競争入札)

## 1 契約の方法

福島県企業局業務委託に係る一般競争入札実施要領（平成 27 年 11 月 19 日制定）に基づく一般競争入札とする。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に記載のとおり。

## 3 落札者の決定方法等

### (1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づく最低制限価格は設けない。

### (3) 再度入札

落札者が決定されない場合は、直ちに再度入札を行う。但し、入札を無効とされた者は、再度入札に参加することができない。

### (4) 隨意契約への移行

再度入札においても落札者が決定されない場合は、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 8 号の規定により、再度入札の参加者を対象とする随意契約に移行する。

## 4 契約に係る条件等

### (1) 契約金額

契約金額は、入札書（随意契約に移行した場合は見積書）に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

### (2) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。但し、福島県企業局財務規程（昭和 44 年福島県企業局管理規

程第8号。以下「財務規程」という。) 第197条第1項各号の規定に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の納付を免除された者が落札者となった場合において、その者が契約を締結しないときは、落札者が提出した入札書(随意契約に移行した場合は契約の相手方に決定された者が提出した見積書)に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

落札者が、別途契約権者から指示された期間内に契約書案を提出しない場合においても、契約締結の意志がないものと見なし同様の取扱いとすることがある。

(3) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。但し、財務規程第179条第1項各号の規定に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(4) 連帯保証人

財務規程第184条第1項の規定による。

(5) 前払金

財務規程第65条で定める前払金の規定は適用しない。

(6) 契約書

別紙「業務委託契約書(案)」のとおり。

(7) 契約の確定時期

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により、発注者及び受注者が記名押印したときに確定する。

#### 4 入札の際に呈示する書類

(1) 設計書(金額抜き)

(2) 仕様書